

奈井江町パートナーシップ宣誓制度の概要について（案）

1. 制度の趣旨

奈井江町では、町民が「お互いを尊重し」「助け合い」「一人ひとりが主体となった」まちづくりを基本理念として、平成 17 年 4 月、第 5 期まちづくり計画と同時に「奈井江町まちづくり自治基本条例」を制定し、町民と協働のまちづくりの実践に努め、社会情勢の変化に対応しながら長期的な視野に立ち、今日の奈井江町を築きあげてきました。

「奈井江町まちづくり自治基本条例」の中での「町民」は、町内で働く人、町内で学ぶ人、町内で事業を営む法人、町内で活動する団体のことを指します。その町民一人ひとりの人権を尊重すること、自由な意思により、まちづくりに参加する権利を掲げています。

これまでの様々な成果を継承する一方で、お互いの人権や尊厳を大切にし、多様な人々が生きがいと誇りを持って活躍できる新たな発想が必要な時期を迎えています。

町では、令和 7 年度～令和 16 年度までの 10 年間を計画期間とする「奈井江町第 7 期まちづくり計画」を策定し、「みんなで奏でるおもいやりのまち」をテーマに掲げ、住民同士の心のつながりが共鳴し合い、未来の奈井江町がこれまで以上にやさしさあふれる、町民と一体となったまちづくりを進めます。

男女共同参画と人権擁護の推進を新たに実施項目として盛り込み、性的マイノリティなど多様性への理解の促進や人権教育に取組み、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることが出来る奈井江町を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入します。

▶日本では、同性婚は法的に認められていませんが、地方自治体ではパートナーシップ制度等の導入が進んでいます。平成 27 年に渋谷区、世田谷区が全国で初めて導入して以来、近年、導入自治体は増加しており、全国では 500 近くの自治体で導入、道内でも 28 の自治体がパートナーシップ制度を導入しています。

(2024 年 10 月時点)

2. 制度の概要

制度利用を希望する一方又は双方が性的マイノリティである 2 人が、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを自治体に対して宣誓し、町が宣誓の事実を認めるとともに、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、これまで限定されていた行政サービスの範囲が広がるとともに、民間サービスにおいてもその広がりが見られます。

3. 用語について

・性的マイノリティ

性的指向（人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものをいう。）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時に割当てられた性別と異なる者をいう。

・パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係をいう。

・宣誓

パートナーシップにある2人が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

4. 導入時期

令和7年7月1日に運用を開始する予定です。

5. 宣誓することができる方

- ・一方又は双方が性的マイノリティであること
- ・双方が成年（18歳以上）に達していること
- ・一方若しくは双方が町内に住所を有している（または3か月以内に転入を予定している）こと
- ・双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと及び宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ・互いに近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）ではないこと（養子縁組をしている場合を除く）

6. 宣誓手続きの流れ

①事前予約

宣誓希望日の原則7日前までに（土日、祝日、年末年始を除く）電話、メールいずれかの方法で宣誓する日時を予約

②予約先

奈井江町役場 町民生活課戸籍係

③宣誓できる日時

平日 8 : 30 ~ 17 : 00 (年未年始を除く)

④宣誓場所

奈井江町役場 ※原則、個室で対応

⑤宣誓当日

予約した日時に、本人確認書類と必要な書類を持参のうえ、必ず宣誓する 2 人で来庁。町の職員立会いのもと宣誓書等に署名し提出

⑥受領証等の交付

宣誓終了後、「宣誓書の写し」及び「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付、「パートナーシップ宣誓書受領証カード」は後日交付(宣誓後 1 週間程度) ※交付日時の調整を行う、郵送可

7. 今後のスケジュール

- R 7.1 要綱・利用の手引き(素案)作成
- R 7.2 制度導入に伴い利用可能となるサービスの検討
議会へ概要説明
町民委員会へ概要説明
- R 7.3 パブリックコメントの実施(R 7.3.10~R 7.3.25)
関係機関等への説明、意見交換
- R 7.4 要綱・利用の手引き(原案)作成
関係機関等への周知・協力依頼
- R 7.5 制度導入への最終調整
職員研修・勉強会(職員ガイドライン作成)
自治体間連携協定締結
町民周知(広報誌掲載等)
- R 7.6 定例会にて条例改正
- R 7.7 パートナーシップ宣誓制度開始

8. 制度導入に伴い想定される行政サービスの例

- ・公営住宅の入居申込
- ・サ高住の入居申込
- ・住民票の登録(続柄の選択)
- ・住民票の届出、交付申請
- ・税関係の証明発行
- ・軽自動車税の減免申請
- ・こども園への送迎
- ・学童保育への送迎
- ・就学援助の申請 など